

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月11日
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 龍 潤生
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2-2-4天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03(6864)4001
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 佐々木 司
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2-2-4天王洲ファーストタワー5F
【電話番号】	03(6864)4001
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 佐々木 司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円
	(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 614,985,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	3,514,200個（新株予約権1個につき0.5株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成26年3月24日
払込取扱場所	該当事項なし

(注) 1. 取締役会決議日平成26年3月11日開催の当社取締役会決議によります。

2. 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記3.に定める基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。）。

3. 基準日

平成26年3月20日

4. 割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権0.5個を割当てます。

5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同様。）

平成26年3月24日

6. 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。

7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期間及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記5.に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要する事なく、また、新たな払込みを要する事なく、本新株予約権が付与される事となります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録または届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられない事について、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、1,757,100株とする
新株予約権の行使時の払込金額	本各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は175円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	614,985,000円 (注) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額はの総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する当社普通株式1株の発行価格は350円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年4月24日から平成26年5月19日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関または口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回する事ができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておられません。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行する事ができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2．本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、会社法第282条に従い、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生します。

3．本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年4月24日（木）から平成26年5月19日（月）までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年5月19日（月）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されている事が必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われる事が想定されています（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年5月16日（金）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了している事が必要となります。ただし、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割当てられた本新株予約権の一部または全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行う事ができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使または売却により軽減できない事となります。

4．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行う事により株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において、同取引所が本書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成26年3月24日（月））となる事が予定されておりますが、変更される事があります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行う事ができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買される事を妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関または口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」といいます。）については、行使期間の満了時において消滅し、発行会社または金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
614,985,000	21,200,000	593,785,000

（注）1. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年3月11日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用は、業務委託報酬（アドバイザー料）12,500,000円、証券事務代行2,400,000円、印刷代1,500,000円、その他諸費用4,800,000円（弁護士報酬300,000円、登記費用3,000,000円、口座管理機関への事務手数料1,500,000円）からなります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

5. 業務委託先（アドバイザー）について

業務委託先（アドバイザー）の概要

名称	EVOLUTION JAPAN証券株式会社
所在地	東京都渋谷区渋谷3-29-24 エボリューション フィナンシャル センター
代表者	代表取締役社長 田原 弘之
業務内容	・金融商品取引業

（２）【手取金の使途】

本件による資金調達額は、本新株予約権を割当てられた株主または市場等を通じて本新株予約権を購入した投資家の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権が行使され、行使比率が84.76%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約521,200,000円、発行諸費用の概算額が約21,200,000円、差引手取概算額が約500,000,000円となった場合における手取金の使途について記載しております。なお、最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	金額（円）	支払予定時期
完全子会社WWB株式会社への長期貸付～ソーラーパネル等商材購入費	250,000,000	平成26年4月～平成26年6月
メガソーラー発電所自社建設費用	250,000,000	平成26年7月～平成26年12月

完全子会社WWBへの長期貸付～ソーラーパネル等商材購入費

当社グループは、平成23年11月に株式交換によりWWBを完全子会社化し、太陽光（ソーラー）事業に参入しております。直近では当該事業の業績が好調で、太陽光（ソーラー）の平成26年2月10日公表の平成26年6月期第2四半期において、太陽光（ソーラー）事業の売上高は1,032,681千円（前年同期比166.12%）の増収となっております。平成25年6月期第2四半期におけるセグメント利益において当該事業のセグメント利益は144,081千円、平成26年2月10日に発表の平成26年6月期第2四半期において当該事業のセグメント利益は121,935千円（前年同期比84.63%）の減収となっておりますが、減収の理由といたしましては、事業の拡大により人件費の増加、建設業免許取得による太陽光（ソーラー）発電所の建設事業への参入のための事業投資（新規採用に伴う人件費の増加）が想定以上にかかったこと、また、予算に組み入れていなかったPV Japanの出店費用が発生したためでございます。このため、当初の計画よりコストが増加してございますが、太陽光（ソーラー）発電所の建設体制の構築と対外的にWWBの太陽光（ソーラー）事業促進を行った結果、取引の規模が想定以上に急拡大しておりますし、平成26年6月期下期の当社グループにおける太陽光（ソーラー）事業につきましては、現時点の受注ベースで概ね平成25年8月14日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成する見込みであります。また、昨年の平成25年8月21日にWWBが建設業免許を取得した事により、太陽光（ソーラー）商材販売のみであった引合い案件が、太陽光（ソーラー）発電所の工事案件の追加により、太陽光（ソーラー）案件数が増加しただけでなく、太陽光（ソーラー）案件規模の金額が拡大しております。当社グループにおける太陽光（ソーラー）のビジネスモデルは、短期では太陽光（ソーラー）発電所の建設に必要な部材・商材の販売と建設を行い、中長期的には当該発電所のメンテナンスサービスにより収益を獲得していくものであります。そのため、現時点で受注している案件や受注案件候補をいかに失注せずに受注できるかが、平成25年8月14日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成することだけでなく、将来のメンテナンスサービスによる収益を獲得するための基盤となることにつながってまいります。

当社の資金繰り計画では、子会社（WWB）ベースで平成26年4～6月における現金収入約760,000千円に対し現金支出約1,030,000千円となり、約270,000千円の資金を手当てすることが必要となっております。当面、手元資金を考慮し250,000千円程の資金があれば、前述に記載のとおり失注することなく引合い案件を受注することができると考えております。

当初はWWBにおいて銀行借入による資金調達を考えておりましたが、既に平成25年12月末時点で多額の借入金259,272千円及びリース債務76,396千円がWWBにあるため、WWBの取引銀行から新規融資を受けることは困難な状況です。そのため、当社からの長期貸付金として融資を行う形にいたしました。長期貸付金の貸付期間は2年間、金利は、当社の取引銀行の長期プライムレートに1%を加算した利率を適用する予定です。当社のWWBに対する融資の時期といたしましては、平成26年4月～6月を想定しており、WWBによる支出予定時期も同様でございます。また、調達する商材は、主に、太陽光（ソーラー）パネル、ケーブル、架台や接続箱等の太陽光（ソーラー）発電を行うために必要な商材であります。

メガソーラー発電所自社建設費用

当社グループは、今後20年間に渡り売電収入を得る事を目的とするメガソーラー発電所を自社で建設しようとしています。将来の太陽光（ソーラー）発電所のメンテナンスサービス市場において当社の優位性を確立するためにはメンテナンスサービスの向上を図る必要がありますが、自社で発電所を運営することでメンテナンス効率を上げるために必要な発電所のデータ取得や発電所運営のノウハウを蓄積することが可能となるため、できるだけ早期に自社建設を行うことが必要と考えております。当社グループの資金を充実させることにより、資金不足による失注を回避でき、引合い案件を最大限に受注し、メンテナンスサービス獲得に向け事業活動を行っていくことが可能となり、短期的だけでなく、中長期的に企業価値の向上につながるものと考えております。

自社で発電所を建設し運営するメリットとしては、（ ）今後20年間に渡り安定的に売電利益が得られるので、長期的に安定したキャッシュフローを得られること、（ ）自社で発電所を運営することにより、発電量や発電効率のデー

タが取得できるため、実績に基づいた営業・販売活動が行えることや、発電所運営のノウハウが蓄積できること、() () で得たノウハウを元に太陽光(ソーラー)発電所のメンテナンスサービス提供に必要なサービスの向上を図ることができることです。データやノウハウを取得し、将来の太陽光(ソーラー)発電所のメンテナンスサービス市場において当社の優位性を確立するためにはできるだけ早期に自社建設することが必要と考えております。太陽光(ソーラー)市場の動向として、太陽光(ソーラー)の売電単価は年々減少傾向にあり、経済産業省へ設備認定を受けて売電単価が確定しているものについても、長期間工事を行わないと経済産業省より当該認定の取り消しの可能性がございます。当社は現在までに経済産業省へ設備認定の申請を複数行っており、複数の申請に対し当該認定を受けておりますが、前項目に記載の理由のとおり、資金不足であることから、現在建設が行えておりません。当社といたしましては太陽光(ソーラー)市場の動向と太陽光(ソーラー)発電所の自社建設の必要性を鑑みると、現時点で自社建設を行う事がよいと判断しておりますので、自社建設のための資金調達が必要との判断に至りました。

具体的な計画といたしましては、約1~1.5MW(メガワット)規模のメガソーラー発電所を1か所、建設する予定でございます。発電所の規模によって資金需要の金額は異なりますが、1MW規模と仮定すると200,000千円を見込んでおります。候補地は複数あり、それぞれの候補地にて、2013年度の売電単価が適用となるよう、経済産業省への「再生可能エネルギー発電設備認定申請書」の提出及び各電力会社への「発電設備の接続検討申込書」の提出を平成25年12月中旬に完了しており、また、それぞれの候補地について土地の地権者様との当該土地の賃貸証明書(土地の地権者が当該土地を当社に対し賃貸をする用意があることを証明する書類)を取得しております。現在、それぞれの候補地について提出した書類の各許認可が下りるのを待機しておりますが、仮に上記許認可が全て得られた場合、上記候補地に適用される売電価格は1KWあたり36円(税抜き)であり、買取り期間は20年になります。許認可が得られた候補地から、収益性や建設難易度等を基準に建設する判断を行ったうえで、今回の資金調達と投資資金を鑑みながら、最終的な候補地を決定してまいります。仮に1MW規模の候補地を建設すると、着工予定時期は平成26年7月以降の予定で、総工事期間は5か月を見込んでおります。適用される売電価格1KWあたり36円(税抜き)の場合の収益シミュレーションをしたところ、初年度は赤字になりますが、2年度目以降は黒字になる見込みで、会計上では売電収入は年間平均36,300千円、売電コストは年間平均20,400千円、税引前で年間15,900千円の利益が見込めることとなり、非キャッシュ費用を除いた10年目までの平均キャッシュフローベースにおける現金流入額は22,300千円となる見込みのため、投資資金は約9年で回収できる見込みとなり、10年目以降は投資金額に対しプラスとなる見込みでございます。現時点では資産除去債務の金額について詳細な見積りを行うことが出来ておりませんが、仮に投資金額の5%程度を上限とし資産除去債務を計上しても、十分に投資資金を回収できる計算になります。従いまして、1MW規模のメガソーラー発電所を自社建設で行った場合、投資金額200,000千円に対し売上総額約726,000千円が見込め、それに対する総コストは約418,000千円(資産除去債務を含む)、税引前で308,000千円の粗利となり、税引前で年間平均15,400千円の粗利が見込めます。投資利回りは年7.7%(税引前)の見込みとなっております。

なお、現時点で各申請者はWWBとなっておりますが、候補地を1か所確定後に当該候補地の各申請書を当社に名義変更を行います。当社に名義変更を行い施主となり、WWBが施工し、当社がメンテナンスいたします。理由といたしましては、当該項目WWBで当該建設費用を捻出することが難しいこと、当社が建設を行う事により当社の得意領域であるIT技術をフルに活用しメンテナンスサービスの向上を図ることです。に記載のとおりでございます。また、対外的に周知をする際に、WWBよりも当社で建設した方がリリースを通して株主や関係者に対し周知が行いやすく、対外的なインパクトもがあると考えております。したがって、当社が施主となり、WWBが当該発電所の建設に係る部材・商材の調達、設計・施工を行い、完成後は当社が当該発電所のメンテナンスを行い、売電収入を得ることを予定しています。しかしながら、WWBのみで、自社建設の資金を調整できる場合(例としては、銀行借入が行え全額又は一部を資金調達できる場合、WWBの資材購入先による資金決済の緩和により、資金調整が行える場合、また、WWBのみでは、自社建設に係る費用資金が全額は捻出できないが、当社に十分な手元資金がある場合においては、当社より一部貸付を行いWWBが建設を行う場合等)においては状況によっては、WWBが施主となるケースもございますが、その際は改めてお知らせいたします。

- (注)1. 当社は、本件の行使比率が84.76%に達しない場合には、完全子会社WWB株式会社への長期貸付~ソーラーパネル等商材購入費、メガソーラー自社建設費用に優先的に資金を充当してまいります。その場合、当該行使比率に満たない資金については、現状では他の資金調達法が現実的では無いため、他の代替手段による資金充当は行わない予定です。
2. 本件の行使比率が84.76%を超過した場合、に充当する予定で、当該調達規模に合わせて自社建設を行う発電所の規模を変更いたします。
3. のための調達資金が予定金額に満たなかった場合も、当該調達規模に合わせて自社建設を行う発電所の規模を変更いたします。また、125,000千円(本新株予約権の行使比率が64.43%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約396,200千円、発行諸費用の概算額が約21,200千円、差引手取概算額が約375,000千円となった場合における手取金の使途において、完全子会社WWBへの長期貸付~ソーラーパネル等商材購入費へ250,000千円を資金充当した後にメガソーラー自社建設費用に充当予定となる金額)

に満たなかった場合には、当該計画を中止いたします。その場合、半分を上場再審査費用等に充当し、残りをWWB株式会社へ融資を行い、太陽光(ソーラー)の商材購入等の運転資金に資金充当する予定です。この場合、詳細は別途開示を行う予定でございます。

4. 今回調達した資金について、上記 と の資金用途に対して実際に支出するまでは、当社銀行預金口座にて管理する事としております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

1. ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施する目的及び理由

(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

当社グループは、平成23年11月のWWBとの株式交換によるグループ化以降、IT事業、建設機械販売事業を基盤に、再生可能エネルギー関連事業である太陽光（ソーラー）発電事業に本格的に参入し、平成19年9月の上場以来低迷を続けておりました業績の回復に努めてまいりました。

また、昨年（平成25年）9月には、「中期経営計画」（平成24年7月から平成27年6月まで）を策定し、成長の著しい再生可能エネルギー市場における当社グループの優位性と競争力を確保するため、基盤事業となるIT事業・建設機械販売事業と当社グループの業績を牽引する太陽光（ソーラー）発電事業とのシナジーの最大化、ならびに受注から納品、工事施工、アフターフォローまでワンストップで行えるサービスの拡充をする事で、さらなる成長を期しているところでございます。

そして、前述の戦略的施策等の効果もあり、当期に入ってから順次課題の解消に至っており、平成25年9月には「財務報告の内部統制に係る重要な不備」の解消（平成23年9月に不備が発生）、同年8月には「継続企業の前提に関する注記」の記載の解消（平成23年6月期より記載）、平成24年11月には、当社単体におきまして平成22年6月期より発生しておりました債務超過状態を解消し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載の解消（平成23年6月期より記載）に至っております。当社といたしましては残る経営課題のなかでも大きな課題となる「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定解除のため審査申請の提出にむけ、収益体制の構築、業績の向上に注力してまいります。

このような状況の下、当社グループが中期経営計画にて計画したとおりの更なる成長を実現するためには、中期経営計画にも記載のとおり、成長の牽引となる太陽光（ソーラー）発電事業を確実に推進する事が重要と認識しております。そのためには、足元で発生している太陽光（ソーラー）発電事業の急成長（取引量の急増）による資金需要及びメガソーラー建設費用の調達に資金需要に正しく対処する事が重要であると認識しており、様々な手法による資金調達方法を検討いたしました。後記「(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本資金調達方法を選択するに至りました。また、調達する資金の額及び資金の用途については、調達する資金の額については、約500,000千円を想定しており、資金の用途については、完全子会社WWBへの長期貸付として250,000千円、メガソーラー建設費用として250,000千円を計画しております。

本件を実施し、株主及び投資家の皆様に本新株予約権を行使して頂く事により手元資金の拡充を図り、当社グループの事業拡大を一層加速させる事が企業価値向上に貢献するものと考えております。

ところで、当社は平成23年11月29日において当社とWWBとの株式交換の効力が発した事に伴い、同日より当社は、有価証券上場規程第603条第1項第6号（関連規則は同規程第601条第1項第9号a）に該当する事となり、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入っております。このように猶予期間に入っておりますが、当社の株式の上場は引き続き維持され、平成27年6月30日までの猶予期間入りから3年間のうちに、当社株式が新規上場審査基準に準じた基準（以下「基準」という）に適合すると認められた場合には、猶予期間入り銘柄から指定解除される事になります。

しかしながら、猶予期間の最終日となる平成27年6月30日までに基準に適合しているか確認できない場合は、その翌日から監理銘柄に指定されます。なお、猶予期間最終日以降も、上場廃止とならない限り、当社の株式の取引は従前とおり行う事ができます。また、猶予期間終了後、最初の有価証券報告書提出日から起算して8日目（休業日を除く）までに基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を行わなかった場合には、上場廃止決定による整理銘柄への指定が行われ、1カ月の整理売買期間を経た後に、上場廃止となります。

「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」入り銘柄の指定解除のための審査の申請を行う前提として、東京証券取引所へ東京証券取引所の取引参加者である証券会社による確認書の提出が必要となります。現時点の状況としては、審査に関する指導助言を受ける証券会社を選定し、平成26年1月21日にコンサルティング契約を締結いたしました。ただし、同契約は確認書の作成が約束されたものではなく、確認書作成までの準備の6か月程度、当該証券会社で当社の状況を確認し、当社の経営管理体制及び内部管理体制に問題がないと認められた場合において、確認書を作成する準備になる予定でございます。当社としては今後、当該証券会社に確認書の作成を要請していく方針です。以上のとおり現状は申請へ向けた準備段階に入っております。今後は全社一丸となって、猶予期間入り銘柄の指定解除に向け尽力してまいります。

現状では、直近の事業状況として、太陽光(ソーラー)発電事業の業績が好調で、太陽光(ソーラー)の平成25年6月期第2四半期におけるセグメント別売上高において当該事業の売上高は621,640千円、平成26年2月10日に発表の平成26年6月期第2四半期において当該事業の売上高は1,032,681千円(前年同期比166.12%)の増収となっており、取引の規模が想定以上に急拡大しております。平成26年6月期下期の当社グループにおける太陽光(ソーラー)事業につきましても、現時点の受注ベースで概ね平成25年8月14日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成する見込みであります。そのため、太陽光(ソーラー)における事業拡大に伴い、ソーラーパネル等商材購入費及びメガソーラー発電所自社建設費用に資金需要が生じておりますが、具体的な調達目的としては以下のとおりです。

() 当社の太陽光(ソーラー)事業のビジネスモデルにおける投資時期の期限

当社グループにおける太陽光(ソーラー)のビジネスモデルは、短期では太陽光(ソーラー)発電所の建設に必要な部材・商材の販売とメガソーラーの建設を行い、中長期的には当該発電所のメンテナンスサービスにより収益を獲得していくものであります。今後の太陽光市場については、株式会社矢野経済研究所が平成25年9月24日に発表した「国内太陽発電システム市場に関する調査結果2013」において、将来予測として(以下、引用)「今後の国内太陽光発電システム市場のうち、住宅用太陽光発電システム市場は、これまで市場拡大を牽引してきた既築住宅向け販売は、販売ターゲットとなる既築住宅数が減少する事や、システム販売事業者がより売上単価の大きな容量10~50kWの産業用システムの販売に営業リソースをシフトさせる事から伸び悩むと考える。ただ、新築住宅向け販売については順調に搭載率が上昇すると予測する事から、市場規模は2013年度7,506億円から2020年度には8,010億円(いずれもエンドユーザ販売金額ベース)に拡大するものと予測する。一方、公共・産業用太陽光発電システム市場については、2014年度までは急拡大するものの、その後は固定価格買取制度の買取条件の悪化やシステム設置場所の不足等のため急激に縮小すると考える。市場規模は2013年度の1兆5,175億円から2014年度には2兆2,905億円に拡大するものの、2020年度には2,007億円(いずれもエンドユーザ販売金額ベース)まで縮小すると予測する。住宅用、公共・産業用を合わせた国内太陽光発電システム市場の市場規模は、2013年度の2兆2,681億円から2014年度には3兆159億円まで拡大するも、2020年度には1兆17億円(いずれもエンドユーザ販売金額ベース)と2012年度実績を下回るレベルにまで縮小すると予測する。」と記載されております。

当社といたしましても、今後の太陽光(ソーラー)市場において、電力の固定価格買取制度の買取条件の悪化やシステム設置場所の不足により、太陽光(ソーラー)発電事業による採算が取れないケースや土地の候補地を確保できないケースが増えるため、近年で競争が激化すると考えております。そのため、現時点で受注している案件や受注案件候補及び当社が経済産業省より設備認定を受けている案件をいかに失注せずに受注できるかが、平成25年8月14日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成する事だけではなく、将来のメンテナンスサービスによる収益を獲得するための基盤となります。また、将来の太陽光(ソーラー)発電所のメンテナンスサービス市場において当社の優位性を確立するために、メンテナンスサービスの向上を図る必要があるため、自社で発電所を運営し、メンテナンス効率を上げるために必要な発電所のデータ取得や、発電所経営のノウハウが蓄積する必要があり、できるだけ早期に自社建設が必要と考えておりますので、そのための資金も必要となります。以上の計画を行うためには、当社グループの資金充実が重要であり、資金充実を図るべく資金調達が必要となっております。当社グループの資金を充実させる事により、資金不足による失注を回避でき、引合い案件を最大限に受注し、メンテナンスサービス獲得に向け事業活動を行っていく事が可能となり、短期的だけではなく、中長期的に企業価値の向上につながるものと考えております。

() 未着手の引合い案件を受注できるようにすること

現状においては、手元の資金不足のため未着手の引合い案件が多数ございます。しかしながら、茂木敏充経済産業相は平成26年2月14日付の閣議後会見で、太陽光発電の設備認定を受けたのに事業を開始しようとする事業者について「認定の取り消しも含め、適切に対応する事が必要だ」と述べており、経済産業省は平成25年度内にも太陽光発電用の土地と設備を準備していない事業者の認定を取り消す方針の意向を示しております。潜在的に当社が経済産業省より設備認定の認可を受けている案件が、当社の事業拡大のための資金不足により長期間工事の着工が出来ない場合においては、認定が取り消される可能性がございます。そのため、資金調達後に順次、未着手の引合い案件の受注を図っていく所存です。

() 「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間指定解除に向けて

当社は平成23年11月29日において当社とWWBとの株式交換の効力が発したことに伴い、同日より当社は、有価証券上場規程第603条第1項第6号(関連規則は同規程第601条第1項第9号a)に該当することとなり、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っております。このように猶予期間に入っておりますが、当社の株式の上場は引き続き維持され、平成27年6月30日までの猶予期間入りから3年間のうちに、当社株式が新規上場審査基準に準じた基準(以下「基準」という)に適合すると認められた場合には、猶予期間から指定解除されることとなります。

したがいまして、当社といたしましては、本資金調達を進める上では、当該事項に注意し資金調達を進めてまいりません。

なお、本資金調達を行わず、当社からWWBに対し融資が行えなかった場合については、現時点の太陽光(ソーラー)受注ベースでのWWBにおける資金繰り計画では平成26年4月末に約124,000千円資金ショートが起こる計画になっており、資金充当が必要になりますが、上記記載のとおり、同額を当社及び銀行借入から資金充当が行えない場合は、資金繰りの関係により現時点で見込んでいる太陽光(ソーラー)の受注を計画どおり行えない可能性が高くなります。そのため、受注した案件は手元資金で行える範囲において行ってまいりますが、資金繰りの関係で受注した案件が行えない場合も考えられるため、失注する可能性があり、結果として売上計上につながらないため、平成25年8月14日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成する事が困難となる可能性が生じます。

また、本資金調達を行わず、メガソーラー発電所自社建設を行えなかった場合については、メガソーラー発電所の支出時期が来期以降であることと、メガソーラー発電所の完成時に当該資産の資産計上を行い、当該発電所の系統連系を経て売電が始まり売電収益を得るビジネスモデルのため、損益計算書に影響を及ぼすのは来期以降となります。そのため、成25年8月14日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高に影響はございません。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、株主の皆様利益に配慮しつつ、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

銀行借入れについては、資金の最も有力な資金調達手段ではあるものの、現在の当社の借入金の残高状況や財務内容等を総合的に鑑みれば、追加融資を引き受ける金融機関が存在するとは考えにくく、資金調達方法の候補から除外する事といたしました。また、国内での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させる事で財務基盤を強固にする事が必要と考えている事から金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識しております。

B. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施する事による既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、また、現在の当社の株式流動性及び時価総額等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考えにくく、資金調達方法の候補からは除外する事といたしました。

C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当増資は、()特定の第三者にのみ割当てる事になる事から、広く既存株主の皆様には株式等の取得の機会を提供する事ができない事、及び、()本件において調達を予定する資金の額及び当社の時価総額等を鑑みると、割当予定先以外の既存株主の皆様における株式価値の希薄化の影響が大きくなる事が懸念される事から、本件プロジェクトに係る資金の調達方法の候補として、必ずしも望ましい手法ではないと判断するに至りました。

D．非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の株主割当増資は、株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様における株式価値の希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的である事から、株主の皆様が利益及び株式価値希薄化の影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと判断するに至りました。

E．ライツ・オフアリング（コミットメント型）

コミットメント型ライツ・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行行使する事を定めた契約を締結する、ライツ・オフアリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用する事によって、資金調達額が当初想定していた額に到達しない事となるリスクを低減できるという利点がありますが、上述の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性及び時価総額等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考えにくく、現時点においては資金調達手法として選択する事は現実的ではないと考えております。

本資金調達方法（ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型））のメリット及びデメリット

上記「(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A．株主への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割当てるという事があげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供する事が可能であると考えております。

B．株主の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割当てられるため、当該本新株予約権を行使する事によって、各株主の株式価値の希薄化の影響を極小化する事が可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主が本新株予約権を市場で売却する事が可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部または一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られる事が期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について C．第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当てによる資金調達においては、既存の株主に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様が利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C．新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場する事から、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓する事を可能とします。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながると考えております。

（デメリット）

A．資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使される事で、当社は資金の調達を実現できる事となるため、本新株予約権の割当てを受け、または本新株予約権を市場を通じて得た株主の行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本書及び本日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型 / 上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q & A）」（URL：<http://www.realcom.co.jp/>）等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただく事で、対処してまいり所存です。

以上の事から、当社といたしましては、本資金調達方法こそが、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様が利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

2．主要株主の権利行使予定

当社は、当社の主要株主でもある当社代表取締役龍潤生及び当社取締役巖平より、今回の新株予約権無償割当により、同人に割当てられる事となる本新株予約権の権利行使等の予定について概ね以下の説明を受けております。

本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有する事となる本新株予約権については、割当個数について全てを行使する意向であり、その行使による払込総額は代表取締役龍潤生が約212,432千円、取締役巖平が約65,257千円となる予定である。

上記に記載された本新株予約権の行使については、その保有する当社普通株式の処分によって得た資金全額を充当する予定である。

なお、本件主要株主による本新株予約権の行使に関しましては、本日以降も確認が出来次第、改めて公表させていただく予定です。

3．発行条件の合理性

本新株予約権の発行条件につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割当てる事、本新株予約権1個の行使により当社普通株式0.5株を交付する事、また、行使価額につきましては、1株当たり350円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の終値40.7%）とする事、としております。

なお、本新株予約権の発行決議日前営業日である平成26年3月10日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の株価終値である859円に対して40.7%、直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値812円に対して43.1%、直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値899円に対して38.9%、直近6ヶ月の株価終値の単純平均値865円に対して40.5%にあたります。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額は市場における株価と比較した場合、相当程度ディスカウントされたものとなっておりますが、条件決定に際しては、以下の点を踏まえ総合的に判断しております。

- ・他社において実施された過去のノンコミットメント型ライツ・オフリングの実例
- ・当社の資金需要、業績動向、財務状況

・当社の株価変動性を考慮した上で、円滑な権利行使が行われるような権利落ち後の想定株価に対する行使価額の水準

また、本件は、当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、本件のライツオフリングという資金調達方法が、既存株主の皆様が、本新株予約権の行使又は売却によって、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部または一部を補う機会が得られる特性を備えていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件は合理的であると考えております。

4．潜在株式による希薄化情報等

平成26年3月11日現在における当社の発行済株式総数は3,514,400株（自己株式200株を含みます。）であり、そのうち当社が保有する当社自己株式の数は200株であります。従って、割当対象となる株式総数は3,514,200株、新規に発行した上で交付する当社普通株式数は1,757,100株となり、当社発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は49.99%となります。本新株予約権は各株主が保有する株式数に応じて割当てられるため（平成26年3月20日（木）の最終の株主名簿に記載または記録された株主につきましては、平成26年4月9日（水）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に郵送される予定です。）、割当てられた本新株予約権の全てを行使した株主につきましては、当該株主が有する株式価値の希薄化は生じない事になります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却する事により当該希薄化により生じる不利益の全部または一部を補う機会が得られる事が期待されます。ただし、割当てられた本新株予約権の全部または一部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性または当該希薄化により生じる不利益の全部もしくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」である第14期有価証券報告書、第15期第2四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月11日）までの間において新たに発生した事業等のリスクはありませんが、重要な変更があった事項は生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加個所については_____ ̄で示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

事業等のリスク

当社グループの事業展開その他に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが独自に判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は、当社の株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんのでご注意ください。

経済状況について

当社グループの事業においては、経済状況の変化により、下記の通り、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

IT事業：当社は主に国内企業向けにソフトウェア及びITサービスを提供しており、国内企業のIT投資の低迷による影響。

建機販売事業：国内向け販売においては、公共事業、民間設備投資等の低迷。輸出向けにおいては、主な売先である中国や東南アジアにおける建設市況の低迷、悪化及び為替リスク。

太陽光発電（ソーラー）事業：住宅着工戸数、民間設備投資の低迷。

継続企業の前提について

当社グループは、資本政策として課題の一つでありました三菱東京UFJ銀行との短期借入資金に関しては、平成25年6月28日付で5年契約の長期借入金に契約変更し経営の安定化を実現しております。

業績、財務基盤について改善傾向にありますが、当社グループにおいては依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。但し、このように業績、財務基盤については改善傾向にありますが、当社グループにおいては依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。ただし、重要な不確実性が認められないため「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することとしております。

なお、このような状況に対する当社グループの対応策は後記「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（7）重要事象等について」に記載しています。

「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間について

平成23年11月29日において当社とWWBとの株式交換の効力が発生したことに伴い、同日より当社は、有価証券上場規程第603条第1項6号（関連規則は同規程第601条第1項第9号a）に該当することとなり、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っております。このように猶予期間に入っておりますが、当社の株式の上場は引き続き維持され、平成27年6月30日までの猶予期間入りから3年間のうちに当社株式が新規上場審査基準に準じた基準（以下「基準」という）に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。

しかしながら、猶予期間の最終日となる平成27年6月30日までに基準に適合しているか確認できない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定され、申請が受け付けられた時点で監理銘柄（審査中）に指定されます。なお、猶予期間最終日以降も当社株式の取引は従前通り行うことができます。

また、猶予期間終了後最初の有価証券報告書提出日から起算して8日目（休業日を除く）までに申請を行わなかった場合には、上場廃止決定による整理銘柄への指定が行われ、1ヶ月の整理売買期間を経た後に、上場廃止となります。

審査の申請を行う前提として、東京証券取引所の取引参加者である証券会社による確認書の東京証券取引所への提出が必要となります。現時点の状況としては、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間解除のための審

査に関する指導助言を受ける証券会社を選定し、平成26年1月21日にコンサルティング契約を締結いたしました。ただし、同契約は確認書の作成が約束されたものではなく、当社としては今後、同社に確認書の作成を要請していく方針です。以上の通り現状は申請へ向けた準備段階に入っております。今後は全社一丸となって、猶予期間の解除に向け尽力してまいります。

のれんの減損について

当社とWWBとの株式交換により、のれんが発生しております。当該株式交換は、会計処理として逆取得に該当するため、のれんの対象事業は当社単体の事業となります。当連結会計年度に事業計画を見直したところ当初の事業計画と乖離が生じていたため、のれんの一部を減損処理しております。今後、当社単体の事業の状況によってはさらなる減損が生ずる可能性があります。

仕入先について

当社のIT事業においては、国内外メーカー及びその代理店、ソフトウェアの製造元から商品を仕入れておりますが、これら商品について、仕入先との関係では独占販売権を有しておりません。そのため、仕入先は当社グループ以外の事業者との間でも販売代理店契約等を締結する権利を有しております。

従って、今後これら仕入先から商品の供給が停止された場合や、仕入先及び仕入先が販売代理店契約等を締結した同業者との間で競争が生じると、当社売上が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

政府の施策について

当社グループにおける太陽光発電(ソーラー)事業は、国又は地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度の変更、廃止または、電力会社の余剰電力買取価格の減額等により顧客の導入意欲が減退した場合、当社グループの太陽光発電(ソーラー)事業における売上、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立にともない、今後、産業用太陽光発電システムの市場は大きく拡大することが見込まれますが、電力の「固定価格買取制度」における買取価格や買取年数の状況により、当社グループにおける太陽光(ソーラー)事業の進捗に影響を与える可能性があります。また、売電単価が決定した長期間未着手の案件を経済産業省が認定を取消す方針を示しており、当社グループの資金状況によっては、当社が認定を受けた案件が長期間工事が行えない場合において、当該認定が取消される可能性があります。そのため、当社グループの政策が実行できない可能性があるため、当社グループにおける太陽光(ソーラー)事業の進捗に影響を与える可能性があります。

競争について

当社グループの競争他社は、その資本力、サービス、価格競争力、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度などにおいて、当社グループより優れている場合があります。これら競争他社の営業方針、価格設定及び提供するサービス、製品、商品等が当社グループの事業展開に影響を与える可能性があり、これらに対して当社グループが効果的に差別化を行うことができず、当社グループが想定している事業展開を行えない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報等について

当社グループは、事業展開をする上で、個人情報を含む顧客情報やその他機密情報を取り扱っております。当社グループは、顧客情報等の取り扱いについては、情報管理の強化とその取り扱いに十分な注意を払っておりますが、外部から不正アクセスや当社グループ及び委託先の関係者の故意・過失により、これら顧客情報等が漏洩する可能性があります。その場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することがないように当社及び外部への委託等により情報収集及び調査を行っております。しかしながら、これら調査等が充分かつ妥当でない場合、当社グループが意図せず第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。また、当社グループが所有する知的財産権に関して第三者から侵害される可能性もあり、その場合においても当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月26日）までの間において、以下の臨時報告書を開東財務局長に提出しております。

（平成25年10月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年9月26日の第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年9月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、龍潤生、巖平、会田政行の3氏が再任され、村岡勝仁、佐々木司の2氏が新任されました。

第3号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案	19,008	5	16,129	54.08	(注)1	可決
第2号議案					(注)2	
龍 潤生	18,975	38	16,129	53.99		可決
巖 平	18,975	38	16,129	53.99		可決
村岡 勝仁	18,975	38	16,129	53.99		可決
佐々木 司	18,974	39	16,129	53.99		可決
会田 政行	18,974	39	16,129	53.99		可決
第3号議案	19,008	6	16,128	54.08	(注)1	可決

(注)1 議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、一部の株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 至	平成24年7月1日 平成25年6月30日	平成25年9月27日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 至	平成24年7月1日 平成25年6月30日	平成25年10月1日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第2四半期)	自 至	平成25年10月1日 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年9月20日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 南方 美千雄 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 大塚 貴史 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年6月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成24年9月28日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リアルコム株式会社の平成25年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、リアルコム株式会社が平成25年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年9月20日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 南方 美千雄 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚 貴史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年9月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。